

事 務 連 絡
令和5年5月31日

市内地域密着型サービス事業所 御中

川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課

コロナ特例廃止に伴う外部評価及び運営推進会議等の取扱いについて

日頃から、高齢者福祉の増進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和5年5月1日付厚生労働省発出の事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う人員基準等に関する臨時的な取扱いについて」において、外部評価及び運営推進会議等の臨時的取扱いは令和5年5月7日をもって終了することとされ、川崎市においても当該事務連絡をホームページに掲載しておりますが、外部評価及び運営推進会議等の取扱いについて複数の事業所から問い合わせを受けたため、改めて周知いたします。

1. 運営推進会議等について

臨時的取扱いが終了したため通常どおり開催するものとします。これまで臨時的に認められてきた書面による開催、中止及び延期といった措置は終了となります。

2. 外部評価について

臨時的取扱いが終了したため通常どおり実施するものとします。これまで臨時的に認められてきた書面による実施、中止及び延期といった措置は終了となります。

3. 認知症対応型共同生活介護における、外部評価の緩和要件について

従来どおり年6回以上の運営推進会議の開催を要件とします。

川崎市健康福祉局長寿社会部
高齢者事業推進課事業者指導係

TEL：044-200-2910

FAX：044-200-3926